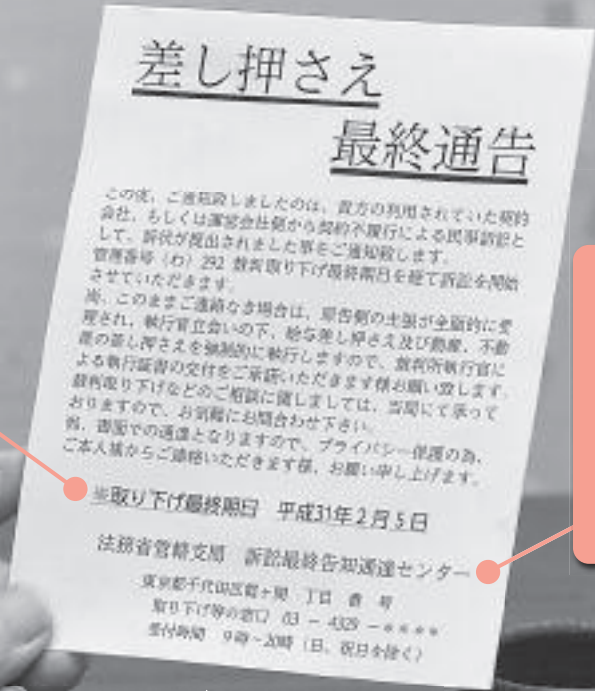


特
集

おかしいなと思ったら… 安城市消費生活センターへ

非常に短い期限で期日を設定(冷静に考える時間を与えないため)



発送元は、公的機関によく似た名称を使用(他に「国民訴訟通達センター」「民間訴訟告知センター」等)

こんなハガキ届いていませんか?

安城市内でも急増中！ハガキによる架空請求
「給与を差し押さえる」等と脅す文面のハガキを不特定多数に送りつける架空請求の手口です。決して相手に連絡してはいけません。連絡をしてしまうと、個人情報を巧みに聞き出され、別の手段で金銭を請求されることがあります。

例えばこんなことで困っていませんか?

- ワンクリック詐欺に遭った
- 高額な解約金を請求された
- 多重債務を抱えている
- 知らない会社から突然、請求書が届いた
- インターネットで商品を購入し入金したが、商品が届かない

困っている人は、次ページへGO！

「消費生活」にまつわる相談をお受けします

安城市消費生活センターでは、悪質商法や商品・サービスに関するトラブル等、消費生活の苦情・問合せや、借金の返済に充てるため他の金融業者から借入れを繰り返す多重債務等の相談を受け付けています。個人の知識や努力での解決が困難なトラブルに陥った際、又はそうなる前に、信用できる機関に相談することは非常に大切です。気軽に相談してください。(当センターの詳細は左ページ参照)



相談員が親身に対応します

「消費生活相談員」「消費生活アドバイザー」等の資格を持つ知識・経験の豊かな消費生活相談員が、皆さんの困りごとの相談に応じます。

- 相談場所 市役所さくら庁舎 1階
- 相談受付日 (月)(火)(木)(金) (祝日・年末年始を除く)
- 相談時間 午前9時30分～午後4時
- ※受付は午後3時30分まで。予約優先。
- ※一人1時間以内。電話での相談もできますが、多重債務については電話での相談は不可。
- 相談料 無料
- 予約 希望相談日の1週間前から電話で安城市消費生活センターへ



市役所本庁舎から徒歩3分のさくら庁舎内にあります

ひとりで悩まず、まずは電話を！

安城市消費生活センター

☎〈76〉7749

※当センターで相談を受けた人を対象とした、弁護士が相談に応じる「消費生活弁護士相談」もあります。(毎月第4(火)午後1時～3時(一人30分))

契約を解除したいときは
クーリング・オフ

「クーリング・オフ」制度とは、消費者が一度は契約した場合でも、一定期間内であれば無条件で一方的に契約を解除できる制度です。制度の利用方法等、詳細は問い合わせてください。

解除できる契約	解除可能な期間
訪問販売 電話勧誘販売 特定継続的役務提供 エステティックサービス、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療	8日間
訪問購入 事業者が消費者の自宅等を訪問し、貴金属等、消費者の物品を買い取るもの	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法) 業務提供誘引販売取引(モニター商法)	20日間

※店頭や通信販売で購入した場合は当制度は利用できません。

最近の「詐欺」の動向を知って備えたい！
消費生活 Q&A

Q 安城市消費生活センターにはどんな相談が多いの？

A メールやハガキ等で、身に覚えのない請求を受ける**架空請求**、お金を払ったのに商品が届かないといった**詐欺的な通信販売**に関する相談が多いです。インターネットの無料占いやアンケートでむやみに個人情報登録すると、悪用される危険がありますよ。

Q 「情報商材」という言葉を見聞きします。どういうものですか？

A 主にインターネットを介して売買される情報のことです。**ギャンブルの必勝法、絶対に痩せるダイエット法、異性にモテるノウハウ等**、冷静に考えればあり得ない魅惑的な誘い文句にだまされて登録料等を振り込んでしまい、その後連絡がとれなくなります。ご注意ください！